| | |
|---|---|
| 社会保険労務士法 | |
| （略） | （略） |
| | （削る） |
| 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 | |
| （略） | （略） |
| | 第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成 |
| | 第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 |
| | 第四十五条において準用する第三十八条第三項の規定により適用される職業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成 |
| | 第四十五条において準用する第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 |
| （略） | （略） |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律 | |
| （略） | （略） |
| | 第三十八条第三項において準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の記載 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | |
| （略） | （略） |
| | （削る） |
| （略） | （略） |
| 放射性医薬品の製造及び取扱規則 | |
| 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準 | |
| （略） | （略） |
| | 第二十条の規定による更生計画の作成 |
| （略） | （略） |

| | |
|---|---|
| 社会保険労務士法 | |
| （略） | （略） |
| | 第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の規定による商業帳簿の作成 |
| 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 | |
| （略） | （略） |
| | 第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成 |
| | 第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 |
| | 第四十五条において準用する第三十八条第三項において適用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成 |
| | 第四十五条において準用する第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載 |
| （略） | （略） |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律 | |
| （略） | （略） |
| | 第三十八条第三項において読み替えて準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の記載 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 | |
| （略） | （略） |
| | 第七十六条第一項の規定による登録台帳の記載 |
| （略） | （略） |
| 放射性医薬品の製造及び取扱規則 | |
| （新設） | （新設） |
| （略） | （略） |